

神戸市中央卸売市場本場・東部市場使用料等の滞納に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年12月条例第42号。以下「業務条例」という。）第60条第1項に規定する使用料及び同条第2項の規定により使用者が負担することとされる費用（以下「使用料等」という。）を所定の納付期限までに納付しない者（以下「滞納者」という。）に対して行う督促・催告その他の指導等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(督促)

第2条 滞納者に対しては、納付期限後20日以内に、督促状（様式第1号）により督促するものとする。

- 2 前項の督促状による使用料等の納付期限は、発した日から10日以内とする。
- 3 口座振替により納付している者の使用料等が残高不足等で納付できなかった場合は、第1項の督促状の他に納入通知書を発するものとする。

(納付指導等)

第3条 督促状で指定した期限までに滞納使用料等を納付しない滞納者に対しては、速やかに電話，訪問，支払請求書（様式第2号）の送付又は呼出しにより納付を指導するとともに、神戸市中央卸売市場使用料等滞納整理票を作成し、督促等の状況を整理するものとする。

- 2 第1項の納付指導は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - (1) 使用料等を第2条の督促状に指定した納付期限内に納付しない場合は、神戸市債権の管理に関する条例（平成28年3月条例第29号）第7条及び第8条の規定に基づき延滞金及び遅延利息を徴収するものとする。
 - (2) 使用料等を納付期限内に納付しない場合は、業務条例第65条の規定に基づく報告及び検査並びに第66条の規定に基づく改善措置命令の措置をとることができること。
 - (3) 使用料等を長期に滞納した場合は、業務条例第10条第1項，第19条第2項又は第29条第4項の規定に基づき、預託している保証金を滞納している使用料等に充当することができること。
 - (4) 使用料等を長期に滞納した場合は、業務条例第20条第1項又は第30条第1項の規定に基づき第17条第1項又は第28条第1項の許可を取り消すものとする。
 - (5) 滞納している使用料等を滞納者が一括して納付することが困難であると認められる場合は、滞納者の申出に基づき分割納付させることができること。
- 3 第1項の納付指導により、滞納者から滞納している使用料等について分割納付の申出があった場合は、納付誓約書を提出させる。

(催告)

第4条 前条の納付指導等に応じない滞納者の使用料等の滞納月数が5月分となった場合には、滞納5月目使用料等の納期限後30日以内に、滞納者に対して催告状(様式第3号)により期限を指定して納付を請求するものとする。

(呼出し状)

第5条 催告状で指定した期限までに納付しない滞納者又は長期の滞納者に対しては、呼出し状(様式第4号)を発する。

(事情聴取等)

第6条 前条の規定に基づき呼び出した滞納者に対しては、事情聴取を行うとともに事情聴取書を作成する。

2 事情聴取する場合には、次の各号に掲げる事項に留意して納付指導を行う。

(1) 滞納している使用料等は速やかに納付すること。

(2) 使用料等を速やかに納付しない場合は、業務条例第65条の規定に基づく報告及び検査並びに第66条の規定に基づく改善措置命令の措置をとることができること。

(3) 使用料等を速やかに納付しない場合は、業務条例第10条第1項、第19条第2項又は第29条第4項の規定に基づき、預託している保証金を使用料等に充当すること。

(4) 使用料等を速やかに納付しない場合は、業務条例第20条第1項又は第30条第1項の規定に基づき第17条第1項又は第28条第1項の許可を取り消すこと。

(5) 滞納している使用料等を滞納者が一括して納付することが困難であると認められる場合は、滞納者の申出に基づき分割納付させることができること。

3 第2条第3項の規定は、前項第5号の規定による分割納付の申出があった場合について準用する。

(取消予告状等)

第7条 前条の規定に基づき事情を聴取し、納付指導を行ったにもかかわらず、使用料等を納付しない滞納者又は第5条の規定による呼出しに応じない滞納者に対しては、取消予告状(様式第5号)を臨戸訪問により手渡しする(不在の場合は、差し置く)ものとする。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による取消予告の際に滞納者から分割納付の申出があった場合について準用する。

(保証金の充当)

第8条 前条第1項の規定による取消予告状を手渡した日の8日後以降、なお滞納している使用料等を完納していない場合は、業務条例第10条第1項、第19条第2項又は第29条第4項の規定に基づき、預託している保証金を当該滞納使用料等に充当する。

2 前項の規定に基づき、預託している保証金を滞納している使用料等に充当した場合は、保証金充当通知書（様式第6号）を発する。

（許可の取消し）

第9条 使用料等を長期に滞納した場合は、資力信用を有しない者とみなし、業務条例第20条第1項又は第30条第1項の規定に基づき、仲卸業務又は関連事業の許可を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき、仲卸業務又は関連事業の許可を取り消した場合は、仲卸業務又は関連事業許可取消通知書（様式第7号）を発する。

3 第1項の資力信用を有しない者の基準は、「仲卸業務及び関連事業の許可の取消要件である「資力信用を有しない者」の基準について」（平成14年10月1日産業振興局長決裁）によるものとする。

（補則）

第10条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。